



気まぐれ通信 2018/11

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人彌榮会計社



会計よもやま話【第2話】

皆さんこんにちは。会計よもやま話を8月号に引き続き「気まぐれ通信」に投稿させていただきます。今回は、第2話として、①事業未払金②その他の未払金③未払費用の会計処理上の区分をお話します。なお、結論には私見が含まれていますので、もしも異なる意見をお持ちの方は、ご遠慮なくご連絡いただければ幸甚に存じます。今後の参考にさせていただきます。

まず、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(以下、「留意事項」)の別添3の「勘定科目説明」によれば以下のように規定されています。

- ① 事業未払金:「事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう」
- ② その他の未払金:「上記以外の未払金(施設整備等未払金を含む。)をいう。」
- ③ 未払費用:「賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。」

Step1 ③と(①・②)との区分

債務が確定していない未払計上時には③を用います。例えば、毎月10日への給料を当月末に支給する給与規定の場合、3月11日から3月末までの超端期間相当分は、翌年度の4月10日には確定債務となりますが、決算日には債務が確定しておらず、当該超端分を期末決算時に未払計上する場合には③を用います。

Step2 ①と②との区分

次に、債務が確定している未払計上時には①か②を用います。この両者の違いは未払計上時の相手科目が事業活動に伴う費用等なのかそれ以外かにより区分します。事業活動に伴う費用等が相手科目の場合には、事業未払金勘定を用います。(営利企業の買掛金に相当

します。)事業活動に伴う費用等とは、事業活動計算書(以下、P/L)の「サービス活動費用」に該当する科目を指します。すなわち、資産及び負債の流動か固定かの分類基準の一つである「事業(営業)循環基準」の枠内の取引を指します。例えば、毎月末への給料を当月25日に支給する給与規定の場合には、3月末への時間外手当等の変動給は翌月25日支給となり期末決算時には確定債務となっていますので①を用います。

一方、P/Lの「サービス活動費用」以外の費用科目(例えば、「支払利息」勘定)や固定資産取得支出を未払計上する場合には②を用います。

なお、①の勘定科目説明の「事業活動に伴う費用等」の「等」はC/F科目の支出を指しているのか、それとも事業活動を上記のように厳密に考えず、経理処理の経済性・合理性を考慮してもう少し広く捉え、P/Lのサービス活動外費用(支払利息等)や特別費用も含めることを想定しているのかも判りません。その場合には②の相手科目はC/Fの「施設整備等支出」やC/Fの「その他の活動支出」のみとなります。いずれにしても、一度決めた科目の使用方法については各法人でマニュアル化し継続適用が求められます。なお、未収金には「その他の」が前に付されず未払金には「その他の」が付されていますが、未収金の場合と違って未払金の場合は確定債務の科目として「事業未払金」しか区別する科目がないからと愚考します。

以上の点を纏めますと下表のようになります。

<事業未払金・その他の未払金・未払費用の区分>

相手科目	未払計上時に債務が確定しているか	
	はい	いいえ
サービス活動費用(支出)等	事業未払金	未払費用
上記以外の費用(支出)	その他の未払金	

